

アスベスト調査補助金

* 募集のご案内 *

市民の健康被害防止及び生活環境の保全を図るため、民間建築物に使用されているおそれのある吹付けアスベスト等の含有調査について、費用の一部又は全部を予算の範囲内で補助します。

申請 期間

令和2年6月22日（月）
～
令和2年9月30日（水）

補助 金額

最大：25万円

※申請より前に調査に着手したものは補助対象
となりません。
※申請期間内に「申込先着順」で受け付けます。
※申請期間終了後、予算枠に残りがある場合には
延長します。

「調査」に要する費用の全額を補助します。
ただし、上記の金額が上限です。

建築物の要件（主なもの）		建築物の要件（主なもの）	
1	民間事業者所有かつ市内にある建築物で、吹付けアスベスト等が施工されているおそれがあるもの。	5	昭和31年（1956年）から平成元年（1989年）までに施工された民間建築物のうち、延べ面積が1,000㎡以上のもの。 ～ または ～ 昭和31年（1956年）から平成元年（1989年）までに施工された民間建築物のうち、不特定多数の者が利用する次の①、②及び③に掲げる用途が含まれる建築物で、建築物全体の延べ面積が300㎡以上のもの。 ① 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場 ② ホテル及び旅館 ③ 飲食店、物販店舗、百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場
2	「建築物石綿含有建材調査者」が調査及び分析機関での試料分析を実施するもの。		
3	過去に国または、地方公共団体による同様の補助を受けていないこと。		
4	アスベスト調査台帳等の「アスベスト対策に係る建築物」のデータベースに記載された建築物であること。		
<p>吹付けアスベスト等とは？ 吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトでアスベストの重量が0.1%を超えるもの。</p>			

申請方法

- ◎ 申請期間内に、申請書に必要書類を添えて、執務時間（土日祝日および12月29日～1月3日を除く、午前8時30分～午後5時15分）内に建築住宅課窓口（表郷庁舎）へ直接提出してください。
※郵送は受け付けません
- ◎ 申請書等は建築住宅課（市役所表郷庁舎2階）で配布する他、一部は市のホームページにも掲載しています。
- ◎ 申請日より前に調査を行ったものは補助の対象となりません。
- ◎ 下記の提出書類が全て揃っていない場合は受付が出来ませんのでご注意ください。（記入漏れにご注意ください。）
- ◎ 写し（コピー）が必要なものについては必ずコピー（写し）をお持ちください。（建築住宅課ではコピーをいたしません）

○申請時提出書類○

- ① 白河市建築物吹付けアスベスト等含有補助金交付申請書
- ② 補助対象建築物の付近見取図
- ③ 補助対象建築物の平面図
- ④ 現況写真
- ⑤ 補助対象建築物の登記簿謄本、もしくは所有権を証明する書類
- ⑥ マンション等の場合、全員の合意書
- ⑦ 吹付けアスベスト等含有調査に係る経費の内訳がわかる見積書の写し
- ⑧ 建築物石綿含有建材調査者講習修了の写し

申請時には申請書に押印された印鑑を必ずご持参ください

写し（コピー）を提出の書類も原本を確認いたしますので、原本を必ずお持ちください

手続きの流れ

① 事前相談 ◎補助対象要件、必要提出書類の説明等を行います。

◎本申請の窓口で要件や提出書類の確認を行ってください。

◎補助金を申請される際には業者の見積書等が必要となりますので早めに相談してください。

② 申請 ◎必要書類を添えて申請書を提出してください。

◎申請期間 令和2年6月22（月）から令和2年9月30日（水）まで

③ 審査 ◎書類審査等により、要件に適合しているか審査を行います。

④ 交付決定 ◎交付決定の通知をお渡しします。

⑤ 実績報告 ◎調査が終了したら、必要書類を添えて実績報告書を提出してください。

⑥ 額の確定 ◎種類審査を行い、補助金の額を確定します。

⑦ 請求 ◎請求書に記入・押印の上、請求書を提出してください。

⑧ 振込 ◎請求を受け付け後、順次口座振込みにより補助金を交付します。

・不正があった場合は、既に補助金の交付を受けた場合であっても、その補助金を返還していただきます。

交付決定後に
アスベスト調査開始